（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（株式交換又は株式交付に際して株式等を交付することの認可の申請） **第八条の二**　会社は法第九条第一項の規定により株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一　会社法第七百六十八条第一項各号に掲げる事項（同条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）又は同法第七百七十四条の三第一項各号に掲げる事項（同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。） 二　株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付する方法 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　株式交換又は株式交付に関する株主総会又は取締役会の議事録の写し 二　株式交換契約又は株式交付計画の内容を記載した書面 （合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請） **第十四条**　会社は、法第十二条の規定により合併、会社分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第一号、第三号及び第四号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一　次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項 ［イ　略］ ロ　新設合併（会社法第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合　新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同項各号に掲げる事項（同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）、新設合併設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項 ［ハ　略］ ニ　新設分割（会社法第二条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の場合　新設分割設立会社（同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同項各号に掲げる事項、新設分割設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項 ［ホ　略］ 二　会社の株主であって、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数 ［イ・ロ　略］	［新設］ （合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請） **第十四条**　［同上］ ［一　同上］ ［イ　同上］ ロ　新設合併（会社法第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合　新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同項各号に掲げる事項（同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第二項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）、新設合併設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項 ［ハ　同上］ ニ　新設分割（会社法第二条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の場合　新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同条各号に掲げる事項、新設分割設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項 ［ホ　同上］ ［二　同上］ ［イ・ロ　同上］